

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成三十年四月二十七日から同年五月十日までの間縦覧に供します。

平成三十年四月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
株式会社 Sakura Farm	桜井市大字浅古一一〇番地の一	宇陀市大字陀口今井八七八番	
東樋口 正邦	生駒郡平群町大字平等寺四〇九番地	生駒郡安堵町大字東安堵四六七番一ほか三筆	

二 申請年月日

平成三十年四月十九日